

## 第7期 第12回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東部営農支援センター 2階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程
  - 議案第45号 農地法第3条の許可申請について (4件)
  - 議案第46号 農地法第5条第1項の許可申請について (2件)
  - 議案第47号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員のお出席は19名中17名、12番 ○○ ○○ 委員、14番 ○○ ○○ 委員さんの2名より欠席のご連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。梅雨明け間近の折、突然の大雨が降りまして、私も田んぼの水を見る間もなく、こちらの会の方へ来ております。お米については、すくすくと育っているのではないかと思います。

さて、国の方では、担い手に8割まで農地を集積しましょうということですが、達成がほぼ困難な状況になっておりますので、来年度辺りに法律も変わってくるのではないかと思います。また、それに応じて皆さんの働き方も変わってくると思います。現在は、人・農地プランの実質化に取り組んでいただいておりますが、今後ともよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつに変えさせていただきます。

それでは、只今から第12回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、8番 ○○委員さん、9番 ○○委員さん、よろしく願います。

早速ですけれども、議案審議に入りたいと思います。本日は案件が7件と少ないですけれども、慎重なご審議をお願いします。

議案第45号、農地法第3条の許可申請についてということですが、1番について事務局説明をお願いします。

### ○事務局

議案第45号、農地法第3条の許可申請についてご説明します。

1番 譲渡人 広島県○○市○○町○○ ○○番地○○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○ ○○番地 ○○ ○○さん。土地は、○○ ○○番、田、88㎡、同所同字○○番、田、1,223㎡、同所字○○口○○番○○、田、1,572㎡、合計3筆で2,883㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、小作地解放の売買による所有権移転です。作付作物は米、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、軽トラックを保有しております。労働力は、本人と妻の常時2人、臨時が長男の1人です。耕作面積は37,318㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元〇〇委員から報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。この土地は、〇〇さん（譲受人）のお父さんの代から小作地として耕作している土地のようです。〇〇さん（譲渡人）は、一人息子で広島に住んでおり、こちらの方に帰ってくる見込みはないという事で、土地を処分したいということで、今回、小作地を開放して売買することとなりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見はございませんか。

○委員 〇〇委員

お父さんの代から耕作しているので、永小作権ということになるのですが、この永小作権は登記されていないといけないのか。

○事務局

永小作権は民法上の権利であって、農地法でいうところの小作権とは違います。今回は、農地法でいうところの小作権を解放して、売買することになったということであって、登記をする必要はありません。

○議長（会長）

よろしいでしょうか。他に、何かご意見はありますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番〇〇、田、105㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は、いちごです。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、軽トラックを保有しています。労働力は本人常時1人です。耕作面積は14,594㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は、5ページをご覧ください。申請地の南側にあるお家が〇〇さん（譲受人）の自宅になります。譲渡人と譲受人との関係は、同じ組内の人で、日頃から〇〇さん（譲受人）が農業を頑張っているため、〇〇さん（譲受人）の近くの土地を贈与してはどうかということで、両者が相談して今回の申請に至りました。〇〇さん（譲受人）は認定農業者でイチゴをたくさん作っておられる方で、申請地が〇〇さん（譲受人）の自宅の裏にあつて場所的に丁度良いということで、お互いの了承の元に申請がありました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、事務局のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番の案件について事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 滋賀県〇〇市 〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇町 〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番、田、609㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、272㎡、同所同字〇〇番、田、314㎡、同所同字〇〇 〇〇番〇〇、田、2、147㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、695㎡、同所同字〇〇番、田、275㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、142㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、139㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、222㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、158㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、378㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、31㎡、合計12筆で合計面積5,382㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、軽トラック、運搬機、草刈機、トラクターを購入予定です。労働力は、本人常時1人です。耕作面積はありません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということですが、譲受人の〇〇さんにつきまして、東温市では新規就農になりますので、農地法第3条第2項の各号の該当の有無を確認しております。別紙1をご覧ください。6月28日13時30分から〇〇委員さんにご同席いただきまして、面接を実施しております。その結果についてご報告します。第1号の「全部効率利用要件」ですが、確認結果といたしまして、3年程前に市の空き家バンクを通じて所有者である〇〇氏と知り合い、農業を手伝ってきており、農業経験もあります。家屋敷、農業用倉庫並びに農機具一式も合わせて譲って貰うことから、ここに住宅を構えて、現在の仕事（自営業）を続

けながら、農業を行うとの事です。地域の農業者に教えを乞い、知人の助けも得ながら、農業技術を習得していくとのことです。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人と、臨時で地域の農業者、知人で、兼業農家で行います。第5号、「下限面積制限」ですが、新規取得の田が4,673㎡、畑が709㎡の合計5,329㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、周辺農地に支障が出ないように配慮する。また、農道、水路等の維持管理の地元取り決めを順守し、維持管理作業に積極的に参加するとのことです。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんから説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

6ページの案内図をご覧ください。〇〇の国道494号線沿いの〇〇という地域になります。〇〇のバス停から少し入ったところにあり、全て棚田になっておりまして、〇〇川に沿って農地が広がっています。〇〇さん（譲渡人）は、滋賀県に在住しておりまして、合間をみて農作業をしたりと、滋賀県と愛媛県とを行ったり来たりしながら、家を守ってきた訳ですが、この度、父親の3回忌が終わったところで、かねて希望しておりました、〇〇さんという方に、農地と家を全て譲渡することにしました。〇〇さん（譲受人）という方は、以前に地域おこし協力隊として活躍されておられました。音楽家でありまして、音楽と農業を一緒にしたいということで、特に音楽はインドのシタールという楽器の演奏家であり、静かな環境が創作活動によく、この地を魅入ってここで農業をしながら、音楽の活動も行いたいとのことであります。もちろん、棚田であることなど色々な条件を考えてみても厳しいだろうとは思われますが、本人の強い希望もあり、年齢的にも若いいため、いい移住となって欲しいと思っています。ご審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたらと思います。何かございますでしょうか。

〇〇さん（譲受人）につきましては、私の方も個人的に知っておりまして、こちらの方に移住してきたいとの話を聞いておりました。今回の移住がいいものになるように願っております。

○議長（会長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件を事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 奈良県〇〇市〇〇町 〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人は、東温市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番〇〇、田、546㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稲、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕うん機、乾燥機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は7,029㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんよりご説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは、もと〇〇（地区名）に住んでおられまして、旧姓は〇〇で、奈良県に嫁がれました。〇〇さん（譲受人）は、〇〇さん（譲渡人）の親戚に当たるようで、〇〇さん（譲渡人）のお父さんの代から〇〇さん（譲受人）が耕作をしてきております。今回、〇〇さん（譲渡人）が94歳とご高齢になられて、お世話になった〇〇さん（譲受人）にこの土地を贈与したいということで、今回の申請に至ったそうです。〇〇さん（譲受人）のお父さんの代から60年あまりに亘って耕作しており、周辺農地への影響は特にはないものと考えております。参考までに7ページの地図を開けていただきますと、この農地と〇〇さん（譲受人）の家とは近接しており、長年に亘って管理をしてきております。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。

続きまして、議案第46号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。5番について事務局より説明願います。

○事務局

議案第46号、農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

5番 貸付人 松山市〇〇町 〇〇番〇〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さん。建設業を営んでおります。

土地は、〇〇 〇〇番〇〇、田、2, 103㎡です。都市計画区域はその他の区域です。農地区分は農用地区域内農地で農振整備計画に定められた農地という事から、農用地区域内農地として判断されます。農用地区域は、農用地区域内、転用目的は露天資材置場（仮設）です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。国土交通省発注工事に伴う一時転用ということで許可申請がされております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんから確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

8ページの地図をご覧ください。場所については、警察の検問所があったところより、松山寄りの11号線の点滅信号から南に入ったところにあります。貸し手の〇〇さんは、現在は、こちらの方には住んでおられません。この田んぼにつきましては、〇〇さん（貸し手）の知り合いである近所の方が作っておられたようです。今回、国交省の砂防ダムの工事のため一時転用をしたいとのことで、〇〇株式会社から申請がありました。2～3年前にもこの会社が同じ田んぼを借りて、資材置場にしておったと聞いております。ということで特に問題はないと考えております。審議をお願いします。以上です。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺いしたらと思っておりますが、何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番について事務局より説明願います。

○事務局

6番 貸付人 松山市〇〇町 〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇 〇〇番〇〇号 〇〇-〇〇号 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番〇〇、田、597㎡です。都市計画区域はその他の区域です。農地区分は第一種農地ということで、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地という理由から第一種農地として判断されます。農用地区域は、農用地区域外、転用目的は自己住宅（農家住宅）です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和3年3月9日に開会されてました、第8回委員会で除外意見決定されております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、除外意見が決定されておりますが、それ以後の動きなどについて地元、〇〇委員さんからご説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

9 ページの地図をご覧ください。事務局から説明のあったとおり、第8回農業委員会で除外意見の決定された土地であります。転用目的は変わっておらず、農家住宅ということです。ということで特に支障はないと考えております。審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたと思いますが、何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第47号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。この件につきましては、〇〇委員さんに係る案件ですので、ご退出願います。事務局より説明願います。

（〇〇委員退出）

○事務局

議案第47号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明します。

7番所有者、申出者ともに〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番〇〇、畑、2, 102㎡です。今回の編入につきましては、良好に管理された優良な農地であり、今後、優良果樹生産農地として農業振興を図るため農用地区域への編入したいとの申出があったため、編入するものです。以上になります。審査をお願いします。

○議長（会長）

この件につきましては、〇〇会長代行の方から説明をしていただければと思います。

○委員 〇〇委員

地図は10ページで、伊予川内線の南側にあります。現在、ゴールドキュウイを生産しておりますが、樹齢も古くなって、JAの方もヘイワードを推奨しております、そちらの方に改植をしようとしており、現在は、白地なんですけれども、農用地に編入した上で、補助金を使って改植をしたいということでございます。改植ですので、特に周辺農地への影響はないと考えております。ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○委員 〇〇 委員

JA 補助金をもらうためには、農用地にしないといけないのですか。

○事務局

農業振興整備計画を策定したときに、〇〇（地区名）の丙番地については、元々農振農用地から外れていたもので、今回、農協の補助金の採択要件として、農振農用地でない

と採択されないということですので、この畑を編入しようとするものです。

○議長（会長）

農業振興地域整備計画がつくられたのは、もう40年も50年も前であり、作られた当時の事情が現状に合っていないところがある。青地になっており、農用地区域除外をしないと家の建てられないというところがありながら、農地として利用して補助金や交付金を受けようとするときには、今回の案件のように農用地に編入しないといけないところも出て来るようなことになっております。

他に何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。

○議長（会長）

○○委員に席に戻ってきて頂きます。

（○○委員着席）

本日の議案審議については、7件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は8月6日に川内公民館で行います。今後、農地パトロールを実施したいと考えておりますので、農地利用適正化推進委員さんとの合同会を開きたいと思っております。ご出席をよろしく申し上げます。

以上で第12回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。